

**伝統的工芸品産業地域内循環支援事業
（Ⅰ型:伝統的工芸品活用事業）
補助金募集要領**

令和7年5月26日

募集期間

令和7年5月26日（月）～ 7月16日（水）

＜持参、郵送及び電子メール申請＞

注1）提出された事業計画書の内容等を精査した上で補助金の交付先を決定します。提出をもって補助が確約されるものではありませんのでご了承ください。

長野県産業労働部産業技術課

1 趣 旨

県内企業等や組合等が、伝統的工芸品を活用し、その魅力や価値を県内外に発信し知名度向上に資する取組みを支援します。

2 補助対象となる者

以下のいずれかに該当する者

- ① 県内に本社又は事業所を置く企業（大企業、中小企業または個人事業主のいずれか）
- ② 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）で定義する組合のうち、県内に本所又は支所を置くもの

3 補助対象となる事業

県内企業等が、伝統的工芸品を購入、賃借または製造するなどして、伝統的工芸品の魅力発信や知名度向上に資する事業を遂行するために必要な経費が補助対象です。

事業のイメージは、令和6年度の成果報告書をご覧ください。

事業のイメージ

飲食店が木曾漆器のお皿やグラスを使用してお客様にPR

企業のイメージアップ戦略を兼ねて、会社のエントランスに松代焼のオブジェを設置し、来客にPR

宿泊施設にて、観光客をターゲットとして、水引の体験イベントを開催する。

4 補助額及び補助率

- （1）補助額 10 万円以内
- （2）補助率 補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨て）

5 補助対象経費

事業を実施するために直接必要となる以下の経費が補助対象となります。

経費区分対象経費	内 容
伝統的工芸品 購入費	伝統的工芸品の魅力発信及び知名度向上を目的とし、事業者が日頃の事業活動やイベントにおいて、伝統的工芸品等を購入する経費。（ただし購入品は、単価 50 万円（税込）以下のものに限り） 【注意事項】 ・販売を目的に購入した製品は対象外とする。 ・対象事業以外の目的に用いる汎用設備は補助対象外とする。
伝統的工芸品 賃借費	伝統的工芸品の魅力発信及び知名度向上を目的とし、事業者が日頃の事業活動やイベントにおいて、伝統的工芸品等を賃賃借する経費 【注意事項】 ・賃借の補助対象は、賃貸借契約を締結したものであって、補助対象期間の事業に

	要する経費のみとする。したがって、契約期間を超える場合の補助対象経費は按分等の方法により算出された当該補助事業期間分のみとする。
講師謝金	外部から招いた講師、専門家、コンサルタント、産地事業者等に支払われる謝金
材 料 費	伝統的工芸品の製造または伝統的工芸品の魅力や価値を県内外に発信し知名度向上に資する取組みに必要な材料費
旅 費	外部から招いた講師、専門家、コンサルタント、産地事業者等に支払われる交通費、宿泊費であり、講師等と合意され確定されたもの（経済的かつ合理的な経路であって、社会通念上適切な方法で公共交通機関を利用する場合を算定した経費とする。また、指定席料金は補助対象経費となるが、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象経費とならない。）
広告宣伝費	伝統的工芸品等を紹介するパネル・魅力発信や知名度向上に資するチラシ・パンフレット・ポスター・動画等の製作（企画、デザイン、製作等）及び広報媒体等を活用するための経費 【注意事項】 ・購入又は賃借した伝統的工芸品に係る広報を主目的にしたものを対象とし、企業のPRのみに活用される広報費は補助対象外とする。
使用料	イベント等における施設等の使用料
その他経費	上記のほか、知事が特に必要と認める経費

※補助金交付申請額の算定段階において、公租公課（消費税及び地方消費税額等）は、補助対象経費から除外して算定してください。

※他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は、補助対象となりません。

※文房具などの一般事務用品等、汎用性のある消耗品の購入費は補助対象となりません。

※経費の支払いにあたっては、金融機関等への振込（インターネットバンキング含む）に限り、小切手払いや手形、現金払いによる領収書は認められません。

※振込手数料、申請代行手数料等の各種手数料は補助対象となりません。なお、手数料を差し引いて支払う場合（請求書に手数料負担について明記されている場合に限る。）には、差し引いた額（税抜）が補助対象経費となります。

《補助対象とならない経費》

(1) 消費税等の租税

個々の取引金額から消費税等を控除した金額を補助対象経費とする。（1円未満は切り捨てる。）

(2) 金融機関への振込手数料など取引の決済のために要する費用

(3) 通常の事業活動（正常営業循環）のための原材料の調達や資材の仕入れの費用、および営利活動と見なされる経費

(4) 汎用性があり目的外使用になり得る物品の購入費

(5) 各種書類の作成に係る費用

(6) その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和7年5月26日（月）～令和7年7月16日（水）17時必着

(2) 応募方法

応募書類を持参、郵送、及び電子メールのいずれかの方法で申請者の事業所を所管する地域振興局商工観光課へ提出してください。

電子メールの場合は未達を防止するため、提出先の地域振興局商工観光課へ電話で確認をしてください。

(3) 応募書類

- ① 伝統的工芸品産業地域内循環支援事業補助金 事業計画書（Ⅰ型：伝統的工芸品活用事業）（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号別紙1）
- ③ 収支予算書（様式第1号別紙2）
- ④ 直近の決算書
- ⑤ 申請者が法人又は組合等の場合は、申請者の定款又は規約
- ⑥ 申請者が個人事業主の場合は、申請者の事業活動内容がわかる書類

7 審査・選考

(1) 提出書類の確認

事業計画書の提出書類を受付後、対象者の要件を満たしているか、応募書類が提出されているか等を確認します。それぞれの要件を満たしていない、申請書類が不足している場合など、補助の対象とならないことがありますのでご注意ください。

(2) 評価（選考）

事業計画書について評価の上、予算の範囲内において採択事業を決定します。

8 交付決定

採否の結果については、後日通知します。その後、採択事業者には、改めて交付申請書を提出していただいた上で、交付決定通知書を送付します。また、補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることとなった場合でも、交付決定額が申請額を下回る場合がありますので、ご留意願います。

なお、採点結果については、通知・公表いたしませんので、ご承知おきください。

[交付申請時に提出していただく書類]

名 称	備 考（留意事項）
交付申請書	様式第2号
事業計画書	様式第2号 別紙1
収支予算書	様式第2号 別紙2
補助対象経費に係る見積書	
直近の決算書	応募時に提出済みの場合は省略可
申請者の定款又は規約	申請者が法人又は組合等の場合 事業計画書（応募時に提出済みの場合は省略可）
申請者の事業活動内容がわかる書類	申請者が個人事業主の場合（応募時に提出済みの場合は省略可）

9 事業実施

補助金交付決定通知後、補助対象期間（交付決定日から令和8年2月末日まで）に、交付決定を受けた内容で実施してください。

なお、経費の支払については、支払が確実に行われていることを明らかにする観点から、銀行振込を原則としています。

10 補助金の支払

(1) 支払方法

補助金の額の確定後の精算払とします。

(2) 経費の支払

- ① 補助対象期間内に、契約・発注、納品、請求、支払のあった経費が対象となります。
- ② 経費の支払は金融機関からの振込（インターネットバンキング含む）に限ります。
- ③ 実績報告時には、適切な収支状況を確認するため、振込による金融機関の証拠書類として「振込明細書」のコピーを提出してください。（インターネットバンキングで振込を行う場合は、必ず振込画面のハードコピー等、記録のプリントアウトを保管し、実績報告時に提出してください。）
- ④ 振込により支払をする場合、振込手数料を差し引かず、「請求書」に記載されている金額を振り込んでください。手数料を差し引いて支払う場合（請求書に手数料負担について明記されている場合に限る）には、差し引いた額（税抜）が補助対象経費となります。
- ⑤ 支払については、本事業と関係のない支払とはできる限り分けて行ってください。本事業の支払であることが明確に確認できない場合、補助金を支払うことはできません。また、実績報告時に、証拠書類として「支払明細書」等の証拠書類の提出が必要となります。（※ネット通販等による購入の場合、支払明細書に購入した商品名等が記載されない場合がありますので、あらかじめ注文時の画面のハードコピー等を保管するようにしてください。）
- ⑥ 上記以外の方法による経費の支払（例：現金による支払いなど）については、対象外となりますのでご注意ください。

11 実績報告

補助事業の終了後、知事が指定する日までに所定の様式に基づき報告してください。

12 その他留意事項

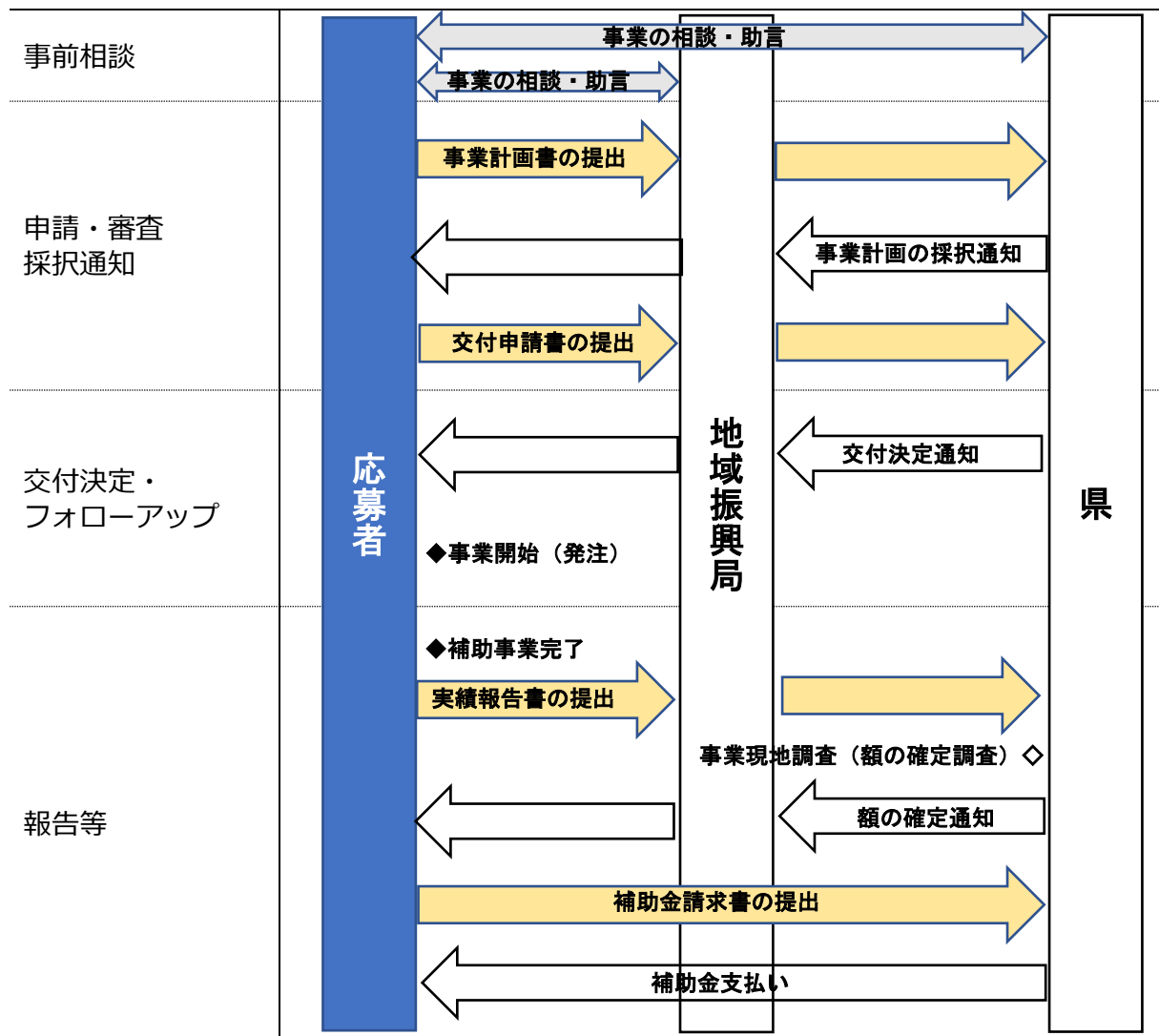
(1) 採択案件については、原則として事業内容、事業者名及び成果等を公表します。

開発中または新製品発売前等で秘匿が必要な情報がある場合で、公表が難しい場合は、別途ご相談ください。

(2) 本募集要項とあわせて、補助金交付要綱をご確認ください。

(3) 事業の成果を広く周知し、今後の取組みの参考とするため、事業終了後、成果報告書の作成にご協力をお願いします。

I 型補助金申請等フロー図



【書類提出先・問合せ先】

提出書類は、申請者の事業所の所在する地域振興局へ提出をお願いします。

[受付時間は 8:30～17:15 です]

担 当 課		住 所	電 話
佐久	商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3158
		メール：sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
上田	商工観光課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7140
		メール：uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
諏訪	商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	0266-57-2955
		メール：suwachi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
上伊那	商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-76-6832
		メール：kamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
南信州	商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	0265-53-0432
		メール：minamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
木曽	商工観光課	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1	0264-25-2228
		メール：kisochi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
松本	商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1933
		メール：matsuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
北アルプス	商工観光課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	0261-23-6523
		メール：kitachi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
長野	商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9528
		メール：nagachi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
北信	商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269-23-0219
		メール：hokuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp	
県庁産業技術課		〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7133
		メール：sangi@pref.nagano.lg.jp	